

# 特定健康診査等実施計画 (第 4 期)

Y G 健康保険組合  
(令和 6 年 3 月)

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や経済の低成長、疾病構造の変化などにより大きな環境変化に直面している。中でも生活様式の急激な変化による生活習慣病の増加により、糖尿病等での医療費の増加も顕著になっている。今後とも医療制度を持続可能なものとするためには、疾病予防への取り組みが急務となっている。

このような状況に対応するため、国は平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により、健康の保持に努める必要がある者に保健指導を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。なお、「高齢者の医療の確保に関する法律第19条」により、6年を一期として新たに第四期計画(計画期間:2024年度～2029年度)を定めるものとする。

## 当健康保険組合の現状

当健康保険組合は平成30年4月1日に関東 IT ソフトウェア健康保険組合から分離して、イーコマース事業、会員サービス事業、インターネット上の広告事業などを主たる業務とするヤフー株式会社と、そのグループ会社6社で新たに設立した健康保険組合である。設立以降は複数の事業所加入があり、令和5年10月1日にはヤフー株式会社とLINE株式会社の大型事業所の合併を経て、令和6年1月1日時点の加入事業所数は18事業所となった。加入事業所は全国各地に点在しており、被扶養者の住居地も同様である。被保険者の住居地で見ると、45%が東京都、次いで神奈川・埼玉・千葉で28%、福岡が11%で、全体の84%を占める。

被保険者数は令和6年1月現在で17829人であり、平均年齢は35.3歳と比較的若く、男女比は男性65%(平均年齢:36.8歳)、女性35%(平均年齢:35.9歳)である。被扶養者は10025人(平均年齢:16.6歳)のうち、4割が男性(平均年齢:8.6歳)、6割が女性(平均年齢:21.9歳)で、扶養率は0.56である。

健康診断については事業主と共同事業として、全年齢の被保険者に外部健診代行機関の契約機関にて実施し、その受診率は概ね100%となっている。被扶養者および任意継続被保険者については、全年齢の被扶養配偶者と、30歳以上の被扶養者、30歳以上の任意継続被保険者を対象に、外部健診代行機関の契約機関もしくは巡回健診を実施し、令和4年度の受診率は70%であった。

## 1. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### (1) 特定健康診査の基本的考え方

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積による体重増加が、様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健康診査受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### (2) 特定保健指導の基本的考え方

特定保健指導の目的は、生活習慣病に移行させないことである。保健指導で重要なことは、対象者自身が健診結果を理解して、適度な運動やバランスのとれた食事の習慣化など、自らの生活習慣を良い方向に変えることができるように支援することにある。

## 2. 目標

### (1) 特定健康診査の実施にかかる目標

第三期の実績を踏まえ、2022年度における特定健康診査の実施率92%をベースとして、2024年度以降の実施率(目標)を以下のとおりとする。

年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国が示す目標値
被保険者	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	
被扶養者	69.0%	69.5%	70.0%	71.0%	72.0%	72.5%	
合計	92.1%	92.1%	92.1%	92.2%	92.4%	92.4%	90%

(注)各対象者・実施者数は下記 3.(1)のとおり

### (2) 特定保健指導の実施にかかる目標

2029年度における特定保健指導の実施率60%(国の基本指針が示す目標値)を、1年前倒しで達成することを目標として、2024年度以降の実施率(目標)を以下のとおりとする。

年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国が示す目標値
対象者	1363人	1483人	1603人	1726人	1849人	1971人	
目標実施者	764人	845人	930人	1018人	1109人	1202人	
目標実施率	56%	57%	58%	59%	60%	61%	60%

### 3. 特定健康診査等の対象者数

#### (1) 特定健康診査

##### <被保険者>

年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上対象者	6122人	6622人	7122人	7622人	8122人	8622人
目標実施者	6061人	6556人	7051人	7546人	8041人	8536人
目標実施率	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

##### <被扶養者>

年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上対象者	1840人	2040人	2240人	2440人	2640人	2840人
目標実施者	1270人	1418人	1568人	1732人	1901人	2059人
目標実施率	69.0%	69.5%	70.0%	71.0%	72.0%	72.5%

##### <合計>

年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上対象者	7962人	8662人	9362人	10062人	10762人	11462人
目標実施者	7330人	7974人	8619人	9278人	9942人	10595人
目標実施率	92.1%	92.1%	92.1%	92.2%	92.4%	92.4%

#### (2) 特定保健指導

##### <動機付け支援>

年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者	642人	698人	755人	812人	871人	928人
目標実施者	359人	398人	438人	479人	522人	566人
目標実施率	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	61.0%

##### <積極的支援>

年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者	722人	785人	848人	913人	979人	1043人
目標実施者	404人	447人	492人	539人	587人	636人
目標実施率	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	61.0%

##### <合計>

年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者	1363人	1483人	1603人	1726人	1849人	1971人
目標実施者	764人	845人	920人	1018人	1109人	1202人
目標実施率	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	61.0%

(注)四捨五入した値を表示しているため、合計人数と各人数が合わない場合がある

## 4. 特定健康診査等の実施方法

### (1) 実施項目

#### ア. 特定健康診査

厚生労働省「標準的な健康診査・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている生活習慣病にかかる項目とする。

#### イ. 特定保健指導

厚生労働省「標準的な健康診査・保健指導プログラム」第3編第3章に記載された内容に基づき実施する。

### (2) 実施方法

#### ア. 特定健康診査

##### <被保険者>

健康保険組合がネットワーク健康診断サービスを提供している専門会社と契約し、外部委託にて実施。全国約2,000の医療機関にて、特定健診と人間ドック項目を含めた健康診査を実施する。また、事業主が行う労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断も同時に実施する。

##### <被扶養者・任意継続被保険者>

上記の医療機関および全国健康増進協議会に委託した「巡回健診」で実施する。

#### イ. 特定保健指導

特定保健指導の対象者は、国の基準に基づき抽出を行う。保健指導は、専門の指導会社に業務委託する。会社貸与のパソコンまたは、スマートフォンやタブレットを使用し、Zoom や専用アプリを活用した面談とチャットのやり取りにて、全てオンラインにて実施する。被扶養者に対しては、対象者の希望により、対面での面談と電話やメールによる継続支援プログラムで実施。

### (3) 実施時期

#### ア. 特定健康診査

4月から12月28日が基本であるが、未受診者は3月末まで認める。

#### イ. 特定保健指導

7月から翌年の9月までとする。

### (4) 健診・指導結果データの入手方法等

#### ア. 特定健康診査

契約の医療機関から健診代行サービス会社を経由して、電子データで入手する。

**イ. 特定保健指導**

各委託先から電子データで入手する。

**(5)健康診査・保健指導結果の保存期限**

5年間とする。

**(6)周知方法等**

当健康保険組合のホームページに掲載する。

**5. 個人情報の保護**

当健康保険組合の個人情報保護管理規程を遵守する。特に医療情報に関しては、一層厳格な管理を行う。また、委託業者には実地監査を行うこととする。

**6. 特定健康診査等実施計画の公表・周知**

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

**7. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し**

当計画については毎年実施状況を確認し、必要に応じて見直しを検討する。

以上